食品安全委員会肥料・飼料等専門調査会
第210回議事録

１．日時　令和７年９月10日（水）9:57～10:38

２．場所　食品安全委員会　中会議室（Web会議システムを併用）

３．議事
（１）飼料添加物（L-カルニチンを有効成分とする飼料添加物）の食品健康影響評価について
（２）その他

４．出席者
（専門委員）
山中専門委員、赤沼専門委員、新井専門委員、井上専門委員、今井専門委員、
植田専門委員、大山専門委員、佐々木専門委員、高橋専門委員、平田専門委員、
山田専門委員、吉田専門委員
（食品安全委員会委員）
山本委員長、浅野委員
（事務局）
前間事務局次長、古田評価第二課長、蟹江調整官、小倉評価専門官、粂井係長、
小林評価専門職

５．配布資料
資料１　　意見聴取要請（令和７年９月10日現在）
資料２　　（案）飼料添加物評価書「L-カルニチンを有効成分とする飼料添加物」
参考資料１　動物用医薬品・飼料添加物・対象外物質評価書「L-カルニチン」
参考資料２　（案）対象外物質評価書「L-カルニチン」

６．議事内容
○○○　それでは、定刻までもう少しあるのですが、皆様おそろいのようですので、ただいまより第210回肥料・飼料等専門調査会を開催いたします。
本日は、川本専門委員が御欠席で、12名の専門委員が御出席です。
それでは、議題に入ります前に、事務局より議事、資料等の確認をお願いいたします。
○事務局　それでは、お手元に資料を御準備ください。
本日の議事は「飼料添加物（L-カルニチンを有効成分とする飼料添加物）の食品健康影響評

価について」及び「その他」です。

本調査会は、ウェブ会議を併用して非公開にて開催いたします。ウェブ出席されている先生方におかれましては、発言を希望される際にはカメラに向けて手を振っていただくか、黄色い挙手カードを御活用ください。

また、座長より全員に対して同意を求める場面もあるかと思いますが、同意する場合は手で大きな丸をつくっていただくか、青い同意カードをカメラに向けていただきますようお願いいたします。

皆様のリアクションを見ることができるように、カメラも常にオンにしていただきますようお願いいたします。

次に、資料の確認です。本日の資料は、議事次第、委員名簿、議事次第に記載した資料１から２、参考資料１から２です。

資料の送付に当たっては、シェアポイントの活用に御協力いただき、ありがとうございました。

議事、資料等の確認は以上でございます。

また、会場の皆様に御連絡です。お手元にございます紙資料については、原則事務局にて回収させていただく予定です。本日の審議内容について、調査会終了後も確認したい等の御希望がある場合は、持ち帰ることは可能でございますが、不要になりましたら御返送いただきますようお願いいたします。

○○○　続きまして、事務局から「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づき、必要となる専門委員の調査審議等への参加に関する事項について報告を行ってください。

○事務局　御報告申し上げます。

専門委員の先生方から御提出いただきました確認書を確認したところ、平成15年10月２日委員会決定の２の（１）に規定する調査審議等に参加しないこととなる事由に該当する専門委員はいらっしゃいませんでした。

○○○　御提出いただいた確認書について相違はございませんか。

ありがとうございます。

それでは、議事（１）「飼料添加物（L-カルニチンを有効成分とする飼料添加物）の食品健康影響評価について」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

○事務局　それでは、説明をさせていただきます。

お手元に資料２を御準備ください。

こちらは、エネルギー代謝に関わるL-カルニチンを有効成分とする飼料添加物について、対象動物の適用拡大に係る農林水産省からの評価要請に伴い、関連資料の提出があったため、御審議をお願いするものです。

前回７月に開催された肥料・飼料等専門調査会において、L-カルニチンの成分の評価書は対象外物質評価書として御審議いただき、「通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであると考えた。」と取りまとめていただ

きました。

調査会で御指摘があった部分については、調査会後に専門委員の皆様に御確認いただき、最終的に取りまとめた評価書が本日参考資料２としてお配りしているものでございます。

本日は、製剤の評価書について御審議をいただきます。

まず、資料２の表紙を御覧ください。

こちらは第２版とありますが、第１版は動物用医薬品・飼料添加物・対象外物質評価書「L-カルニチン」として、成分と製剤を一つの評価書として2015年に評価済みであり、今回、成分、製剤をそれぞれ評価していただくということで、タイトルを飼料添加物評価書「L-カルニチンを有効成分とする飼料添加物」としております。

第２版作成に当たっては、第１版から製剤評価書に必要な箇所を抜粋した上で、追記、修正した箇所を赤字、前回調査会のコメント照会後及び今回のコメント照会時に修正した箇所を青字としております。

また、第１版には製造方法や賦形物質等に関する記載がなかったため、今回製剤の評価書として新たに追記をしたいと考えております。

赤字と青字で修正、追記した内容、また、委員の皆様からコメントをいただいた内容を中心に御説明させていただきます。

それでは、資料２の評価書案２ページ、審議の経緯を御覧ください。

第１版関係につきましては、2014年の５月に農林水産省から飼料添加物としての指定と基準及び規格の設定について評価要請を受けまして、2015年５月に通知を開始しております。

今回、第２版関係につきましては、本年６月に農林水産大臣から基準改正に係る評価要請を受けております。

ページをめくっていただきまして、５ページの要約を御覧ください。

こちらは食品健康影響評価の結果に合わせて修正いたしますので、説明については割愛させていただきます。10行目からの青字につきましても後ほど御説明させていただきます。

なお、19行目にEFSAの記載がございますが、こちらは略語一覧で正式名称が記載されているものでございますが、コメント照会時にこちらを事務局で削除してしまっておりまして、〇〇〇から未整備の箇所であるため戻したほうが良いというような御意見をいただきまして、略語一覧に記載を戻しています。食品健康影響評価の結果が整備できまして、要約を整備する際に、併せてEFSAの記載の要否について確認し、修正をしたいと考えております。

それでは、６ページ、評価対象飼料添加物の概要を御覧ください。

まず２行目、有効成分を原体に修正しておりますが、こちらは原体と有効成分の使い分けについて、近年の評価書と同様に整備したものでございます。以降、同様に整備をしております。

続きまして、（２）製造方法を御覧ください。主に化学合成により原体を得ると記載しております。

こちらの黄色のマーカー部分については、31行目からのコメントボックスを御覧ください。製造方法の詳細については、評価書に記載し公開されることにより、企業の知的財産が開示され、不利益が発生するおそれのある内容であることから、最終的な評価書からは削除し、本評

価書では化学合成による製造であることのみ記載することとしております。こちらにつきましては、欄外青字でも脚注として追記しております。

続きまして７ページ、（３）原体混在物に関する情報を御覧ください。原体は、成分規格において、含量として「定量するとき、換算した脱水物に対し、L-カルニチン98.0～102.0％を含む」と規定されているとしております。こちらは、当初の案から、事務局において成分規格を正確に引用する形として、かぎ括弧で規定されていると記載する内容に修正いたしました。

続きまして５行目、純度試験では、比旋光度、溶状、塩化物、硫酸塩、鉛、カリウム、ナトリウムについて規格が設定されております。

続きまして、２．製剤に関する情報を御覧ください。本飼料添加物は、原体に含水無晶形酸化ケイ素を混和した粉末です。

続きまして16行目、４．対象飼料及び推奨添加量を御覧ください。種豚（体重がおおむね120 kgを超えたものに限る）及び種豚育成中（体重がおおむね60 kgを超え120 kg以内のものに限る）の豚を対象とした飼料添加物であり、評価要請者による本飼料添加物の配合飼料への推奨添加量は50 mg/kg飼料とされております。

続きまして22行目、５．使用目的及び使用状況等を御覧ください。こちらは８ページ17行目のコメントボックスにありますとおり、第１版を成分、製剤に分けるに当たり、近年の製剤評価書の記載を参考に記載整備をしております。

23行目からでございます。L-カルニチンは、生体に必須な常在成分であり、飼料に添加することで、家畜体内における脂肪酸のエネルギー代謝を通じて生産性の向上に寄与すると考えられております。

続きまして30行目、国内では、平成30年に飼料添加物に指定され、母豚に給与することにより、生まれる子豚の体重が増加する効果を期待し、種豚用飼料への添加が認められていると記載しております。

33行目から次のページの５行目までは国内外の使用状況について記載しておりますが、こちらは成分の評価書と同様の記載となっております。概要としましては、国内におきましては動物用医薬品及び人用医薬品の成分として用いられており、また、医薬品的効能効果を標榜しない限り、食品分野での利用が可能となっております。

続きまして、８ページの２行目を御覧ください。海外では、EU、米国、カナダ等多くの国において牛、豚、鶏など家畜を対象とした飼料添加物又はサプリメントが使用されていると記載しております。

こちらの記載のサプリメントにつきまして、〇〇〇から御指摘をいただきまして修正したいと考えております。御指摘としましては、サプリメントという記載が畜産分野では用語として正確ではないのではないかと御指摘をいただいたものでございます。

このサプリメントにつきましては、企業の新規指定審査用の資料において、一部の国においてサプリメントとして使用されているとの記載から引用したものでございますが、意図としましては、飼料添加物として認可されているものではないが、飼料に添加して用いる成分や資材という意図として記載されていると考えております。しかしながら、各国での使用状況や規制

は異なると考えられること、また、飼料添加物の定義についても各国様々であることを考慮し、誤解を与えない記載として文章を修正したいと考えております。

修正内容につきましては、２行目からでございますが、海外では、EU、米国、カナダ、南米、中国、台湾、韓国等において、牛、豚、鶏、魚類等を対象とした飼料にL-カルニチン又はL-カルニチン酒石酸塩が使用されていると修正したいと考えております。

続けさせていただきまして、４行目から、また、欧米諸国を中心に人のサプリメントや機能性食品成分としても使用されていることを記載しております。

６行目からでございますが、今般、農林水産省からL-カルニチンを有効成分とする飼料添加物について、10行目の後半ですが、種豚育成中の豚用飼料へ適用拡大することについて食品健康影響評価の要請がなされたものでございます。今回適用拡大する種豚育成中の豚については、新規指定当時に実施していた対象動物の安全性試験の中で既に用いられていたことから、評価書に新たに追加した試験はございませんが、適用拡大を踏まえて既存の評価結果に影響がないか御審議いただきたいこと、また、既存の評価書を製剤評価書として大きく改訂することから、今回調査会で御審議をお願いするものです。

それでは、続きまして20行目、安全性に係る知見を御覧ください。

23行目からの青字につきましては、その下のコメントボックスを御覧ください。〇〇〇から、今般の評価要請に伴い、L-カルニチンの評価書第１版を製剤評価書として第２版に改定したことが分かる記載を追記したほうがよいのではないかと御意見をいただきまして、上記の23～25行目及び、戻ってしまい恐縮ですが、５ページの要約の１段落目の最後に青字として追記しております。

８ページ目の追記した記載を読み上げさせていただきますと、今般、本飼料添加物の種豚育成中の豚用飼料への適用に関する資料が提出されたことに伴い、動物用医薬品・飼料添加物・対象外物質評価書「L-カルニチン」（2015年）を改訂したと記載しております。こちらは同様の記載を成分の評価書にも追記しておりまして、前回の調査会前の調整において座長にも御了解をいただいている文章でございます。

続きまして、９ページの有効成分及び賦形物質等に関する知見を御覧ください。

まず（１）有効成分でございます。本飼料添加物の有効成分であるL-カルニチンは、食品安全委員会において食品健康影響評価を実施し、「飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことは明らかである」と評価しているとして、成分の評価書を別添として参照する記載としております。青字で修正しておりますのは、近年の評価書の記載ぶりに合わせて整備をしたものでございます。

続きまして、（２）賦形物質等について、本飼料添加物の賦形物質である含水無晶形酸化ケイ素については、11行目からの飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令において、賦形物質とは次に掲げるものを用いると規定されている成分の一つでございます。このような省令に規定されている賦形物質等を用いる場合には、評価書中にどのように記載するかについては、既に本専門調査会の先生方に御了解をいただいている記載がございまして、その記載ぶりにのっとって記載しております。読み上げさせていただきますと、９行目の後半からですが、通常

飼料として家畜に給餌されているが、これまで人の健康に及ぼす悪影響は確認されておらず、賦形物質等として省令に定められている成分であるとしております。

13行目からでございますが、以上のことから、本飼料添加物に含まれている賦形物質は、その使用状況を考慮すると、本飼料添加物の含有成分として摂取した場合の人への健康影響は無視できる程度と考えたと結論を記載しております。

それでは、一旦こちらで切らせていただきます。御審議をお願いいたします。

○○○　それでは、今の説明について御意見、コメント等がありましたらお願いします。

今回の改訂については、第１版を製剤評価書として改訂するということで、要約、安全性に係る知見の概要に記載が追加されること、それから、飼料添加物の概要、有効成分及び賦形物質の記載が新たに追加されたということなのですが、この辺りについて御意見はありますか。大丈夫でしょうか。

お願いします。

○○○　大したことではないのですが、９ページでも８行目に賦形物質等というタイトルであるのですが、後ろで今度は「等」を消してしまっていますよね。だから、これは統一したほうがよろしいのではないでしょうか。

○事務局　回答させていただきます。

こちらは飼料添加物の評価指針ですとか、あとは省令の中で賦形物質等と用語として用いておりまして、項目として賦形物質等というような記載をさせていただいております。飼料添加物に関する食品健康影響評価の指針において、用語の定義として、賦形物質等については製剤の原料のうち、賦形物質、希釈物質、安定剤その他の原体以外の物質をいうという定義がございまして､この定義に基づいて､項目としては賦形物質等としたほうが適当と考えたのですが、後段は今回使われている賦形物質が１つだけということで「等」を削除したような形で、見出しと違うような修正を行っているものでございます。

○○○　よろしいでしょうか。

○○○　はい。

○○○　それでは、今回、全体としてはこの形で皆さんに御同意いただいていると思うのですが、この第２版の案の中には書いていない部分が１つあって、使用目的及び使用状況の８ページの３行目から４行目です。飼料添加物又はサプリメントが使用されているという言い方が、先ほど事務局からの説明にありましたように、例えば日本で飼料添加物というものの定義がはっきりしていて、それ以外の資材というようなものもあって、飼料に添加されていくということはあるのですが、これだけ多くの国で使われていて、しかも、その国それぞれの飼料添加物というものの定義が必ずしもはっきりしていないということもあり、全部調べることはなかなか難しいこともあるので、先ほどありましたような文章に変えるということ、つまり、飼料添加物又はサプリメントという言い方をせずに、これらの動物を対象とした飼料に使用されているという形に変えるということなのですが、この点について特に御意見はありますか。大丈夫でしょうか。

それでは、こういうふうに変えさせていただきたいと思います。

それでは、ここまでについて御同意をいただけたということで、続いて事務局から説明をお願いします。

○事務局　ありがとうございました。

８ページの２行目からの御審議いただきましたサプリメントに係る修正につきましては、同じ記載が成分評価書にもございますので、成分評価書につきましても同様に修正させていただきたいと考えております。

それでは、続きまして、９ページ17行目からの残留試験を御覧ください。こちらは11ページのコメントボックスにありますとおり、成分評価書の記載を転記したものでございます。第１版から特段内容の追記はなく、記載整備のみ行っております。

試験としましては（１）から（４）がございますが、離乳期又は肥育期の豚にL-カルニチンを混餌投与した結果、結果としまして用量依存性に筋肉中のL-カルニチン濃度が増加し、血漿及びそのほかの組織より高値を示したというような結果が得られております。

こちらにつきましては、成分の評価書において整備した箇所について御説明させていただきます。

10ページの13行目、（３）残留試験（豚、肥育期）を御覧ください。本文及び表２中において骨格筋を背最長筋に修正した箇所がございます。こちらは成分の評価書において○○○から御指摘をいただき、修正した箇所でございます。修正した理由としましては、本評価書では表１と表３でございますが、こちらでは具体的な筋肉名を特定していること、また、ほかの組織と比較して筋肉の残留が大きいことからも、筋肉名は特定したほうが良いと御意見をいただきまして、原著も確認の上、背最長筋に修正したものでございます。

残留試験につきましては以上でございまして、続きまして11ページ目の17行目、３．対象動物における安全性を御覧ください。こちらは適用拡大に当たって対象動物の安全性の根拠とした試験でございます。試験概要としましては、60日齢の豚を用い、L-カルニチンを８週間混餌投与したものでございます。用量としましては、0、1,000又は3,000 mg/kg 飼料、それぞれ推奨添加量の0、20又は60倍を添加し、安全性試験が実施されたもので、最終的に８週間投与後に体重が60～70 kgとなっているという試験でございます。

こちらは用量や添加量の記載を修正しておりますが、近年の評価書の記載を参考に修正したものでございます。

結果としましては、12ページの１行目からでございます。全投与群において、一般状態、血液学的検査及び血液生化学的検査で異常所見はみられなかったとされております。

続きまして、３行目からの結論でございますが、こちらについて下のコメントボックスを御覧ください。第１版では結論の記載がなかったため、赤字のとおり結論を追記しましたが、問題ないか御意見をいただければ幸いですとしております。結論としましては、食品安全委員会肥料・飼料等専門調査会は、本飼料添加物の推奨添加量の60倍量までの添加について、豚に対する安全性に問題はないと考えたとしております。

こちらの結論につきましては、委員の皆様から特にコメントはございませんでした。

それでは、こちらで一旦切らせていただきます。御審議をよろしくお願いいたします。

○○○　それでは、今の説明について御意見、コメント等がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。ここでは、残留試験については成分と同様の記載ということなのですが、特にここで気づいたことなどがありましたら。大丈夫でしょうか。

あとは、対象動物に対する安全性の試験で結論を付記しておりますが、これについて御意見はございますか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

お願いします。

○○○　既に審議が終わっているL-カルニチンの成分の評価書と共通しているところで恐縮なのですが、また、大変ささいな点なのですが、10ページの13行目の（３）肥育期の残留試験の結論で、20行目から22行目にかけて、前半部分はmol表記がしてあって、括弧でmg/kgという記載が、最後、対照群と比較して約200 mg/kgというところだけが表記が違っていて、例えば11ページの（４）は全てmol表記とmg/kgが表記されているので、統一したほうが良いのかどうなのか。とてもささいな点で恐縮なのですが、よろしくお願いいたします。

○○○　mol表記、これですね。表２に当たりますか。

○○○　表２を文章にした部分だと思います。

○○○　これは統一したほうがよろしいかと思うので、事務局にお願いします。

○事務局　確認させていただきます。増加がみられたということで、もしmol表記が原著の中になかった場合には、事務局にて計算の上、併記するような形になるかと思うのですが、確認して座長に御相談させていただきます。

○○○　お願いいたします。

○○○　よろしいですか。今、約200 mg/kgの増加というほかとは違う内容なので、より分かりやすい、molで書くとより煩雑になるという意味で省略されているのだったら、それはそれで結構だと思いますので、先ほどの結論のように座長と御相談いただいて決めていただければと思います。よろしくお願いします。

○○○　ありがとうございました。

そのほかございませんか。

お願いします。

○○○　○○○です。

筋肉に残留しやすいような記載があるのですが、もともとの値が高いので、２倍前後の残留するのはほかの臓器でも一緒かなと思うのですが、その辺りは誤解を招かないですか。いかがでしょうか。

○○○　例えば11ページ７行目、この辺りのことでしょうか。

○○○　そうですね。

○○○　そうすると、量の問題として最もという言い方をしていると思うので、文章として最も残留という言い方ではなくて、最も多くなどの表現にしてみてはどうでしょうか。実際に可食部で人体への影響があるか、いや、ないだろうということになっているのですが、そういう部分であるので、文章として、最も多量になど、文章が今すぐ浮かびませんが、修正してみよ

うかと思いますが、どうでしょうか。
○○○　残留というより高いということですよね。お願いいたします。
○○○　では、そのように修正するようにいたします。
ほかはございませんか。よろしいでしょうか。
それでは、続いて説明をお願いします。
○事務局　それでは、最後13ページ、食品健康影響評価について御説明をさせていただきます。
まず、35行目からのコメントボックスにありますとおり、第１版のときに言及されていなかった有効成分及び賦形物質の評価、残留試験及び安全性試験の内容について追記いたしました。また、近年の食品健康影響評価の記載に近い形に整備をしております。
それでは、冒頭から説明をさせていただきます。
まず、３行目でございますが、L-カルニチンの概要を追記しております。本飼料添加物は、L-カルニチンに含水無晶形酸化ケイ素を混和した粉末であり、種豚及び種豚育成中の豚の飼料に添加して用いられると記載いたしております。
続きまして、５行目から有効成分及び賦形物質について記載しております。食品安全委員会肥料・飼料等専門調査会は、本飼料添加物の有効成分であるL-カルニチンについて、「飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことは明らかである」と評価していると記載しております。
続きまして、８行目でございますが、本飼料添加物に含まれている賦形物質は、その使用状況を考慮すると、本飼料添加物の含有成分として摂取した場合の人への健康影響は無視できる程度と考えたと記載いたしました。
続きまして、10行目から残留試験について記載しております。「残留試験では、本飼料添加物を離乳期又は肥育期の豚に混餌投与した結果、混餌投与を開始した時期にかかわらず組織中の総カルニチン濃度は用量依存性に増加し、」と記載しております。
こちらの青字につきましては、14ページの１行目からのコメントボックスを御覧ください。○○○から、種豚育成中の豚への適用拡大を踏まえ、残留試験のまとめとして、豚の体重と筋肉中カルニチン濃度の相関に関する記載を追加したほうがよいのではないかと御意見をいただきまして、10行目から11行目の青字を追記したものでございます。こちらは成分の評価書の食品健康影響評価でも同様の記載としておりまして、前回の調査会前の調整において、座長から記載文について御了解をいただいているものでございます。
続けて読み上げさせていただきますと、12行目からでございます。「筋肉部位における総カルニチン濃度は、血漿及びその他の組織より高値を示したが、」と続けておりまして、食品安全委員会肥料・飼料等専門調査会は、対象外物評価書「L-カルニチン」において、22行目でございますが、「食品を介して人がL-カルニチンを過剰に摂取することはないと考えられると評価している」と続けて成分の評価書の評価内容を記載する形としております。
続きまして、27行目でございますが、なお、対象家畜に対する安全性については、豚を用いた安全性試験の結果から、本飼料添加物の推奨添加量での添加について、豚に対する安全性に問題はないと考えたと記載しております。

以上のことから、結論でございますが、食品安全委員会肥料・飼料等専門調査会は、本飼料添加物が飼料添加物として適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えたとしております。

こちら、最後の結論でございますが、飼料添加物の評価指針にのっとった形で、近年の評価書における言い回しと同様に修正しております。事務局としましては、第１版と本質的な結論に変更がないものとして修正しておりますが、その点についても御審議いただければと思います。

それでは、御審議をよろしくお願いいたします。

○○○　それでは、今の説明について御意見、コメントはございますか。よろしいでしょうか。

今回の改訂については飼料添加物としての評価書ということで、有効成分及び賦形物質等の評価を付け加えたこと、それから、残留試験あるいは安全性試験の内容等は同様なのですが、この辺り、大丈夫でしょうか。

それと、結論について、第１版と文章は大分変わっているのですが、要するに安全性については問題がないだろうということについては、本質的に変更がないかどうかということについて御意見はあるでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この形で評価書を取りまとめるということにしたいと思います。

それでは、これまでの審議をもとに、L-カルニチンを有効成分とする飼料添加物に係る評価をまとめたいと思います。幾つか文章上の修正があるのですが、L-カルニチンを有効成分とする飼料添加物については、肥料・飼料等専門調査会において審議を行った結果、本飼料添加物が飼料添加物として適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えたということで、資料２をもとに評価書案を取りまとめたいと思います。

取りまとめた結論については、第１版の文言から言い回しが変わっておりますが、調査会で御審議いただいたとおり、肥料・飼料等専門調査会の評価結果として変更はないものといたします。

その他、調整が必要な点については、各専門委員には必要に応じて御意見等を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局は作業をお願いします。

○事務局　承知いたしました。本日御意見をいただいた内容について、座長に御相談しながら事務局にて内容を修正し、専門委員の皆様に御確認をいただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局から必要に応じて改めて専門委員の皆様に御相談させていただく場合もあるかと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○○○　本日の議事は全て終了いたしましたが、事務局から何かございますか。

○事務局　いえ、ございません。

次回の調査会は、調整でき次第、改めて御連絡さしあげますので、よろしくお願いいたします。

○○○　以上をもちまして閉会いたします。どうもありがとうございました。